

熱海市終活あんしんサポート事業業務公募型プロポーザルに係る質問回答書

No.	質問箇所	質問内容	回答内容
1	実施要領 2-4. 提案 限度価格に ついて	① この限度価格は、1年度（半年間）中に実施した業務に係る委託費の総額ですか。利用者が預託する金額は含まれないという理解で良いでしょうか。また、年度途中で上限額に達した場合、当該年度中は新規契約等をしないという趣旨でしょうか。	令和8年10月1日～令和9年3月31日までに本業務委託における委託費総額になる。 委託費には、本事業に係る利用者基本額・希望するサービスに係る費用については含まれず利用者負担になる。
2	仕様書 4. 業務内容 について	② 夜間、休日における対応は、一次対応（例：利用者死亡の連絡を受けて、葬儀社に連絡するところまで）のみで良いでしょうか。	質問内容のとおりと見込んでいる。
3	仕様書 5. 対象者 について	③ 申込者が要件を満たすか否かは、予め市の方で確認して頂けるのでしょうか。	終活あんしんサポート事業業務委託仕様書「5. 対象者について」のうち、(1)及び(4)は市で確認を行う。
4	仕様書 6. 費用に ついて	④ 基本額300,000円に含まれるのは、火葬・納骨等の実費（葬儀社への支払額）のみですか。事業受託者への報酬は、委託費として別途支払われるという理解でよろしいでしょうか。	基本額300,000円に含まれるのは、葬儀社に支払う火葬・納骨等のみである。 受託者の報酬は委託費内に含まれている。 また、基本額に含まれない希望するサービスに係る費用については利用者が本事業における受託者に支払いを行う。
5	仕様書 7. 預託金 について	⑤ 預託金保全の対策として、信託口座の開設まで必要でしょうか。	預託金の管理については、その保全を確実に行われるよう信託口座の開設が望ましいと考える。
6	仕様書 7. 預託金 について	⑥ 「預託の対象となる費用は、基本額及び4(4)⑤⑥に係る費用等相当額とする。」とありますが、6. 費用には「4(4)⑤⑥について希望する場合、公正証書遺言による遺言執行者の指定を必須」とあります。預託と遺言執行者の指定のいずれかで良いのではないのでしょうか。	左記を希望する場合は、公正証書遺言による遺言執行者を必須とし、それに係る経費は利用者が本事業における受託者に基本額に追加して預託する。
7	仕様書 11. その他 について	⑦ 契約更新の限度が2回とされていますが、4年度目には必ず別の受託者になるということでしょうか。	本事業における受託者が最長令和10年度まで受託することになるが委託期間内において仕様内容が良好に履行できていると判断

			した場合は、令和 11 年度以降も特定随意契約を考えている。
8	仕様書 1 1. その他 について	⑧ 受託業者が変更になった際、契約内容や預託金は、新規受託者に承継されることになるのでしょうか。	受託者が変更になった場合は、契約済みの案件及び預託金は次期受託者に継承されることになる。